

防府商工会議所が所有する商標の使用に関する規定

(趣旨)

- 第1条 この規定は、防府商工会議所（以下、「商工会議所」という。）が登録または専用使用権を取得する商標（以下、「商標」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。
- 前項の商標は、次に掲げるものとする。
 - 「ほうふブランド 幸せます」
 - 前項各号で記載する商標に関する詳細事項は、別紙で示す。

(目的)

- 第2条 商工会議所は、防府市商工業の発展と地域活性化に資するため商標を登録または使用権を取得するものであり、商工業製品はもとより観光・イベント・街づくり事業等において、この商標権を積極的に活用して地域ブランド力の向上を図ることにより会員事業所の発展に寄与することを目的とする。
- 前項で定める目的のほか、一連の商標については、防府市商工業にとり特別のものであり、また、地域性・歴史性において培ってきたものであることから、郷土ブランドとして広く普及するとともに発展させてその価値を高め、併せて、その的確な保存・活用を図るものとする。

(商標の使用条件)

- 第3条 商標の使用条件について商標ごとに必要な事項は、この規定で特に定めるもののほか、常議員会の議決を経て別に定める。

(商標の使用料、登録料)

- 第4条 商工会議所は、商標の使用料または登録料について、一事業所5,000円とする。
- 前項の使用料は年額とし、その1年は、第11条で定める登録日にかかわらず商工会議所定款で定める事業年度を適用する。
 - 登録料は、これを徴収することが出来るものとする。この場合において、その徴収は1度のみとし、その納入期日は第11条で定める初回登録日とする。

(使用者の要件)

- 第5条 商標の使用を希望する事業者は、商工会議所の会員（特別会員を含む。）でなければならない。
- 傘下の事業者が商標の使用を希望し、これを取りまとめて申請しようとする団体は、当該団体ならびに商標の使用を希望する傘下事業者すべてが商工会議所の会員（特別会員を含む。）でなければならない。
 - 前項の規定は、商工会議所から商標使用を認定されている期間中にも適用する。

(使用認定申請)

- 第6条 商標の使用を希望する事業者は、使用を希望する登録商標ごとに、別に定める認定申請書に商品等の見本あるいは説明資料等商工会議所が求めるもの（以下、「添付資料等」という。）を

添えて、商工会議所へ提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、商工会議所が同一申請であると認めたとき、取りまとめて申請しようとする団体には個々の申請に必要な添付書類等を1部（冊）とすることができるものとする。

（使用認定申請の受理）

第7条 商工会議所は、第6条および第12条、第13条第1項に基づく申請のあったとき、申請した事業者にかつ該商品等にかかる審査の日時等必要な事項を通知する。

（使用許可）

第8条 商工会議所は、商標の使用について認定しこれを許可したとき、当該事業者（以下、「登録事業者」という。）に使用許可書を交付する。

（禁止事項）

第9条 前条で定める使用許可書には、当該契約で認められた一定の商標を一定の商品等に使用する権利について、譲渡もしくは転貸することができないことを定めなければならない。

（遵守事項）

第10条 第7条で定める使用許可書には、登録事業者が遵守する事項として次に掲げるものを定めなければならない。

- （1）関係法令を遵守し、対象となる商標の取り消しを招くことのないように務めること。
- （2）第三者が対象となる商標に係る商標権を侵害し、または侵害するおそれのある行為を発見したときは、直ちに商工会議所にその旨を連絡すること。
- （3）対象となる商標を使用する商品等の瑕疵を起因として、第三者に損害を与えたときは、これに対して登録事業者が全責任を負い、商工会議所に迷惑を及ぼさないようにすること。
- （4）商工会議所が求めたときは、対象となる商標の使用実態を報告し、または商品等を提出すること。
- （5）対象となる商標の使用に際して、故意または過失により商工会議所に損害を与えたときは、登録事業者がその責任を賠償すること。
- （6）対象となる商標は、使用許可書に記載の目的に沿ってのみ、商品等を販売または提供すること。

（商標使用の有効期限）

第11条 商標の使用を認定した商品等の有効期限は、第8条で定める使用許可した日（本規約で「登録日」という。）から3年間とする。

（有効期限の延長）

- 第12条 前条で定める有効期限は、当該商品等を有する登録事業者がその有効期限が満了する前3ヶ月から2ヶ月までの間に、別に定める更新申請書に添付資料等を添えて申請し、商工会議所が有効期限到達日までに再度認定することにより3年間延長することができ、以後も同様とする。
- 2 前項の申請において、第14条で定める審査会が決定したときは、商品等の添付資料等について一部を省略することができるものとする。

- 3 第1項に係る有効期限の始期は、3年後の応答日とする。

(商品等の変更および製造中止)

- 第13条 商標の使用が認定されている商品等の名称、意匠、個数、重量など（参考事項である商品等の小売価格または提供する役務の価格を除く。）内容の一部を変更しようとするとき、当該商品等を有する登録事業者は、変更予定日の2ヶ月前までに商工会議所へ、別に定める変更申請書に添付資料等を添えて提出しなければならない。この場合において、当該商品等は再認定とはせず、新たな商品等として有効期限の始期を改めるとともに、第4条で規定した使用料および登録料を徴収する。
- 2 商標の使用が認定されている商品等の販売または役務を中止もしくは廃止しようとするとき、当該商品等を有する登録事業者は、商工会議所へ、別に定める中止届出書をもってその旨を速やかに届け出なければならないものとする。

(商標使用審査会の設置)

- 第14条 商工会議所は、次に掲げる事項を行うため、商標使用審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。この場合において、審査会は商標ごとに設置するものとする。
- (1) 商標の使用を希望する商品等の審査および認定の可否。
 - (2) 商標の使用期限を迎えた商品等の期限延長にかかる審査および認定の可否。
 - (3) 商標使用が認定されている商品等の変更にかかる審査および認定の可否。
 - (4) 商標使用が認定されている商品等の使用中止にかかる意見の集約。
 - (5) その他会頭が商標の使用に関して必要と認める事項の調査・研究。
- 2 審査会は、委員長ならびに副委員長、委員により組織する。
 - 3 委員長は審査会を代表して会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。
 - 4 前各項のほか、審査会の編成および運営に関して必要な事項は、常議員会の議決を経て会頭が別に定める。

(審査会における審査・認定要件)

- 第15条 審査会では、第6条で定めた使用認定申請について、当該商品等が次に掲げる事項をすべて満たしていることを確認して審査するものとする。
- (1) 歴史・伝統、先取性を併せ持ち、地域ブランド力を向上させて防府の魅力を高める商品であること。
 - (2) 申請した事業所が所属する業界における製法基準、表示義務を満たしていること。特に、食品衛生法、不当景品類および不当表示防止法、その他関係法令に定める基準に適合していること。
- 2 前項のほか、審査会では次の各号のいずれにも該当しないことを確認して認定するものとする。
 - (1) 商標の使用によって他人の商品または役務と誤認混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (2) 商標の信用を損なうおそれがあると認められるとき。
 - (3) 商標使用の態様が公の秩序または善良の風俗の観点から適当でないと認められるとき。
 - (4) 商標を宗教的行事、政治的活動またはこれに類する活動に使用されるおそれがあるとき。

(有効期限延長に係る審査・認定要件)

第16条 第12条で定める有効期限の延長の可否を審査・認定するとき、審査会は、前条各項で定めるもののほか、審査時までの使用状況において第9条および第10条で定めた事項が遵守されていることを確認し、審査・認定するものとする。

(審査基準および審査方法)

第17条 審査基準およびその方法等について、この規定で定めるもののほか必要な事項は、審査会の意見を聴いて会頭が別に定める。

(商標の使用中止)

第18条 商工会議所は、商標の使用を認定されている商品等が商標の使用目的から著しく逸脱し、もしくはその尊厳を傷つけていると認めるとき、当該商品等を有する登録事業者に対して、商標の使用を中止させ、または当該商標の使用許可を解除できるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、商工会議所が商標の使用を中止または契約を解除しようとするときは、審査会の意見を聴いて会頭が決定するものとし、審査会は当該商標を有する事業者に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前各項により当該商標の使用許可を解除するとき、商工会議所は事業者に対して該当する商標の使用許可を解除する旨およびその事由を告知する。この場合において、使用許可の解除に起因する事業者側の損害については、いかなるものもその補償の責任を負わず、すでに徴収している商標使用料・登録料は返還しない。

(商品等の広報・宣伝)

第19条 商工会議所は、定期的にまたは必要に応じて、登録事業者の協力を得て商品等の広報・宣伝に務めるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 商工会議所は、商標の認定・使用許諾にあたって取得した登録事業者の個人情報は防府商工会議所個人情報保護規程に基づき、適正に取り扱うものとする。

(実施の時期)

第21条 この規定は、平成22年12月20日から施行する。

(「ほうふブランド 幸せます」の趣旨・目的及びロゴ)

山口県民固有の表現方法(山口の方言)である「幸せます」は、「幸いです。うれしく思います。助かります。ありがたいです。便利です。」の意味を持って使用されている。また、「幸せが増す」という表現にも近いものがあり、「幸せます」という表現を使用しない人にとっても好意的な情動を起こすことのできる表現である。

日本テレビ系列(YTV 読売テレビ制作)バラエティ番組である『カミングアウトバラエティ!! 秘密のケンミンSHOW』において、2010年5月の番組で取り上げられ、注目度も高まった。

また、今日、地域活性化の切り札として、その地域のイメージと商品やサービスを高めて、地域外からヒト・モノ・カネを呼び込み、地域活性化に結びつける「地域ブランド戦略」に各地が積極的に取り組んでいる。

防府市においても、山口の方言である「幸せます」という言葉のもつ良いイメージを活用して、「幸せます商品・サービスは、うれしく思う・幸せが増す等の価値を持った」地域ブランドとして定着させ、地域活性化にチャレンジする価値はあると思われる。

「幸せます」を防府の地域ブランドとする提案が、防府商業高等学校より行われ、防府商工会議所として検討を重ねた結果、「幸せます」を防府商工会議所が申請者として、商標登録を行い、その権利保護を行うとともに、「幸せます」とそのイメージ(ロゴ)を使用した商品開発の推進・管理を行うこととした。今後、立ち上げ予定ある、インターネット上のバーチャルモールにおいても、積極的に商品販売を行う予定である。

(ロゴ)

